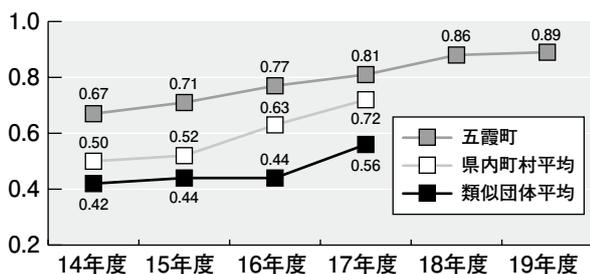


# 財政力指標・基金及び町債残高の状況

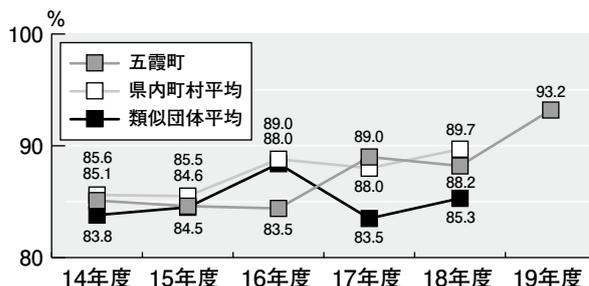
財政力指数 (3カ年平均) **0.89**



財政力を示す指標で、標準的な行政サービスを提供するのに必要な費用に対して、町税収入などがどれくらいの割合を占めているかを表したものです。

この値が高いほど地方交付税の依存度が低いといえ、また、1に近いか1を超えるほど財源に余裕があります。

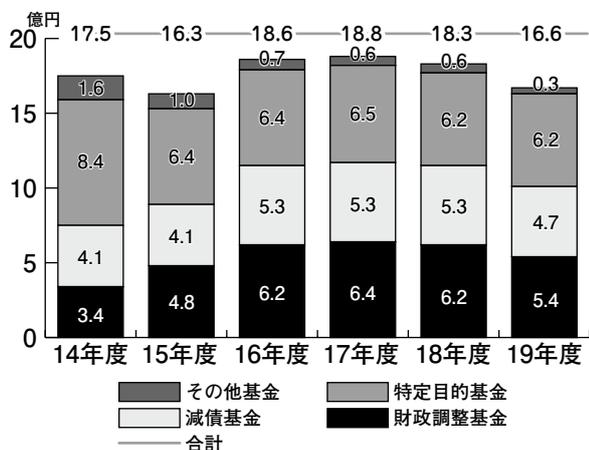
経常収支比率 **93.2%**



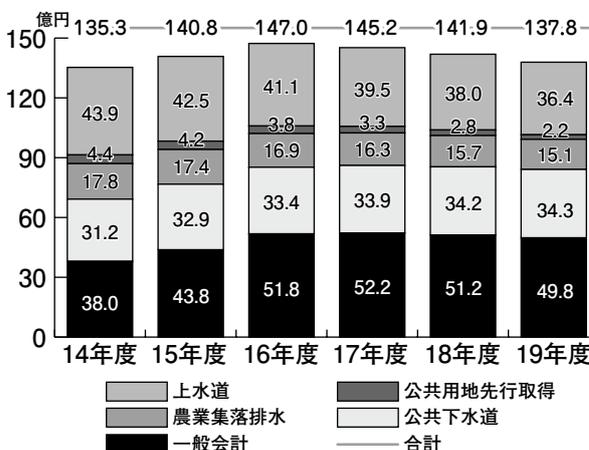
財政構造の弾力性を示す指標で、家庭でいうと、食費や電気・ガス・水道代、ローン返済など、きまって支出する生活費を毎月の給料で割ったものです。

この比率が低いほど一般財源に余裕があり、新しい行政需要にも対応できることになります。

基金残高 **16.6億**



町債残高 **137.8億**



## 財政の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

### 財政健全化とは？

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、これまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、新しい財政再建制度が整備されることになりました。この財政健全化法では「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、その比率に応じて健全化計画等を策定し、財政危機を早期に是正することを目的としています。今回、平成19年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を報告するものです。

### 算定の結果

実質赤字比率は一般会計等が負担する公債費及び公債費に準じた経費で、中学校改築・改修事業や公共下水道事業の元金の返済が始まったため、19.7% (対前年度2.1%増) となりました。また、将来比率は、一般会計等の地方債残高に加え、公営企業 (水道・下水道など) や一部事務組合などの将来負担すべき負債、さらに職員の退職手当負担見込額などで184.9%となりました。資金不足比率は、いずれの公営企業会計も資金不足は生じていないため該当しませんでした。

比率名	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	0.0%	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	0.0%	20.0%	40.0%
実質公債費比率	19.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	184.9%	350.0%	-

**実質赤字比率とは** 普通会計だけの標準財政規模に対する赤字割合。20%を超えると財政再建団体に指定される。

**連結実質赤字比率** 普通会計と公営企業会計を合わせた全会計の赤字の割合。

**実質公債費比率** 実質的な公債費の割合を示す指標で、18%以上となると町債の借入が一部制限される。

**将来負担比率** 公営企業等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率。